

## 神奈川県横須賀三浦地域県政総合センター 県民参加による県有緑地の保全活動に関する指針

緑地は、生物多様性の保全、環境の維持・改善、良好な景観の形成、レクリエーション・環境学習の場の提供などの役割・機能を有しており、さらに、県が所有する地域制緑地（以下「県有緑地」という。）は、それぞれの制度ごとの役割・機能も有している。

緑地の役割・機能を発揮するためには、適切な手入れを行い、緑地の質の維持・向上を図っていく必要があり、また一方で、緑地を良好な状態に保つために手入れをしたいという県民の要望もあることから、平成29年3月9日に策定した「県民参加による県有緑地の保全活動に関する指針」に基づき、横須賀三浦地域県政総合センター（以下「センター」という。）の県有緑地に係る細部の取り扱い等を本指針で定める。

### 1 対象となる活動内容

この指針の対象となる保全活動は、以下のものとする。

- (1) 見回り・巡視、枝打ち・下草刈り等の通常の保全活動
- (2) (1)に付随して、3の活動主体内で行う環境学習・教育やモニタリング等の諸活動
- (3) その他県有緑地の健全な維持に資すると認められる活動

### 2 対象緑地

横須賀市、鎌倉市、逗子市、三浦市及び葉山町における県有緑地（小網代の森を除く）のうち、以下の条件を満たすものであること。

- (1) 立入りが危険な場所でないこと
- (2) 希少種の生息・生育域でないなど生物多様性の保全上支障がないこと
- (3) 県の負担を前提としないこと
- (4) その他保全活動を妨げる特殊事情のないこと

### 3 活動主体

この指針の対象となる保全活動の主体は、県内に事業所等があり、保全等の活動に取り組む意欲のある団体または個人（以下「団体等」という。）とし、法人格の有無は問わないものとする。

### 4 保全活動の手続

保全活動の手続は、以下の通りとする。

- (1) センター所長は対象緑地及び手続等を広報する。
- (2) 団体等は県有緑地保全活動申請書（様式1）によりセンター所長あてに活動承認申請する。

- (3) 審査の上、センター所長は団体等の活動を承認する。

なお、承認は単年度限りとし、次年度に活動を継続する場合、団体等から次年度の年間活動計画書を提出させ、当該緑地で他の団体等の活動要望と重複しない場合は、センター所長の活動承認は、次年度に自動更新（延長）するものとする。ただし、センター所長は、相当の理由があると認めるときは、複数年度の活動を承認することができる。

- (4) 団体等は保全等の活動を実施する。

- (5) 団体等は県有緑地保全活動実績報告書（様式2）によりセンター所長あてに報告する。

## 5 禁止・規制行為

以下の行為は禁止する。また、センター所長は、緑地ごとの状況に応じて、活動における条件を個別に附すことができ、これらの禁止または規制に違反する事実を確認した場合、承認取消ができることとする。

- (1) 火気使用
- (2) 活動による収益行為（必要に応じ収支の説明を求めることとする）
- (3) 外部からの動植物（種子を含む）の持ち込み
- (4) 耕作行為

## 6 その他

- (1) 保全活動を行うにあたり、団体等はボランティア保険に加入することを推奨し、活動に発生した事故については、県はその責を一切負わないものとする。なお、団体等は、事故の概要、経緯、対応状況等について、すみやかにセンターに報告しなければならない。
- (2) 活動に応じた安全対策を講じて、事故を未然に防ぐよう努めること。特に緑地保全活動については、ヘルメットを着用するなど、安全に十分配慮するとともに、原則として手作業で行うものとする。
- (3) 緑地保全活動等に係る計画に反する行為等により県に損害が生じた場合は、原状回復等を行わなければならない。
- (4) 活動に必要な資材は、団体等が用意し、原則として活動の都度搬入するものとする。
- (5) センターは、緑地保全活動等の状況を把握するため、必要に応じて現地確認を行うこととする。また、センターが活動について報告を求めた場合は、団体等はすみやかに対応しなければならない。
- (6) 県有地に隣接する国市町有地について、県有緑地と一体で活動を行うことが効果的な場合には、各管理者の了解を得た上で行うこと。
- (7) 複数の団体等が、活動する場所や内容等が重複した場合には、必要に応じて、センターが調整を図るものとする。

- (8) 緑地保全活動等に係る計画の承認によって、団体等は活動場所の占有権等の権利を取得するものではない。

附則

この指針は、平成 29 年 6 月 28 日から適用する。

附則

この指針は、平成 30 年 2 月 15 日から適用する。

附則

この指針は、平成 30 年 9 月 18 日から適用する。

附則

この指針は、令和 3 年 9 月 30 日から適用する。